

自治体財政の充実・強化を求める意見書

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域住民生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割が高まっている。

国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持し、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要である。

しかしながら、経済財政諮問会議における「歳出・歳入一体改革」のこれまでの議論などにおいては、地方交付税法定率分の引き下げ、抜本的な交付税算定基準の変更、政令指定都市を名指しした不交付団体の増加をはじめとする交付税見直しが提案されるなど、地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない状況となっている。

よって、国会及び政府においては、2007年度予算の作成にあたって、効率性や財政コスト削減を先行させることなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事務事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、自治体財政の充実・強化を目指すよう次のことを強く要望する。

記

- 1 地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
- 2 国から地方への過剰な関与を見直し、確実な税源移譲を伴う国庫補助負担金改革を進め、地域住民が安心して暮らせる分権改革の基盤確立につながる税財政制度の改革を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）全議員